

指 示

平成30年11月7日

青森県知事
三村 申吾 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成29年3月31日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 青森県青森市において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、ならたけ、むきたけ、くりたけ及びはたけしめじを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 青森県十和田市において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、ならたけ、ぶなはりたけ及びむきたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 青森県鱒ヶ沢町において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、ならたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 青森県階上町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。ただし、ならたけ及びくりたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。